

## 「つながる『わ』 いのち支える ひかりの絆」の実現に向けて



わが国の自殺者数は、2019年の速報値で1978年の統計開始以来初めて2万人を下回ったものの、未だ深刻な状況が続いています。

国においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していくために、2016年に自殺対策基本法を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、すべての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因が連鎖する中で起きるとされており、いのちを支える自殺対策の取組みにおいては、専門機関を含む地域におけるネットワークの強化が大変重要となります。

そのため、本市における自殺対策においては、様々な「わ」が、多くの人々の生きる支援につながるよう、「光市自殺対策協議会」及び「光市自殺対策市内ワーキンググループ」を設置し、保健・医療・法律・人権・教育・労働・地域などの各分野にわたり、行政や関係機関・団体等が連携して、取組み等について協議を重ね、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、この度、「光市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画を市民の皆様とともに推進していくことで、これまで本市で育まれてきたつながりやネットワークを存分に活かし、さらに家庭、地域、学校、職域、関係団体や行政が一体となって取り組む「生きることの包括的な支援」へつながるよう願っております。かけがえのない個人、すべての大切な「いのち」が尊重され、様々な「わ」が織りなす支援によって、このまちに暮らすすべての人々が「生きる喜び」を感じ「明るい希望」を持てるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会をはじめ、光市自殺対策協議会の委員並びに市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

光市長 市川 隼

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
<b>第2章 本市における自殺をめぐる状況</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 対策が優先される重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・	8
<b>第3章 自殺対策の基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
<b>第4章 施策の展開</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
◆基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・	12
◆基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・	14
◆基本施策3 市民への啓発と周知・・・・・・・・	15
◆基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・	16
◆基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・・・	20
2 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
◇重点施策1 子ども・若者への支援・・・・・・・・	21
◇重点施策2 勤務・経営への支援・・・・・・・・	24
◇重点施策3 高齢者への支援・・・・・・・・	25
◇重点施策4 生活困窮者への支援・・・・・・・・	27
3 生きる支援関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・	28
◆保健分野の取り組み・・・・・・・・	28
◆児童福祉分野の取り組み・・・・・・・・	29
◆障害福祉分野の取り組み・・・・・・・・	29
◆高齢福祉分野の取り組み・・・・・・・・	30
◆教育・人権分野の取り組み・・・・・・・・	32
◆その他の取り組み・・・・・・・・	33
<b>第5章 推進体制と進行管理</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	34

參考資料	3 5
1 策定經過	3 6
2 光市自殺対策協議会	3 8
3 自殺対策基本法	3 9
4 自殺総合対策大綱	4 4
5 相談窓口一覧	4 6
6 用語解説	5 0

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

わが国の自殺対策は、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

国を挙げての総合的な自殺対策の推進により、自殺者数は、平成24年をピークにそれ以降は減少しているものの、警察庁が発表しているデータによると、平成30年の自殺者数はいまだ2万人を超え深刻な社会問題となっています。そのため、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していくために、平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

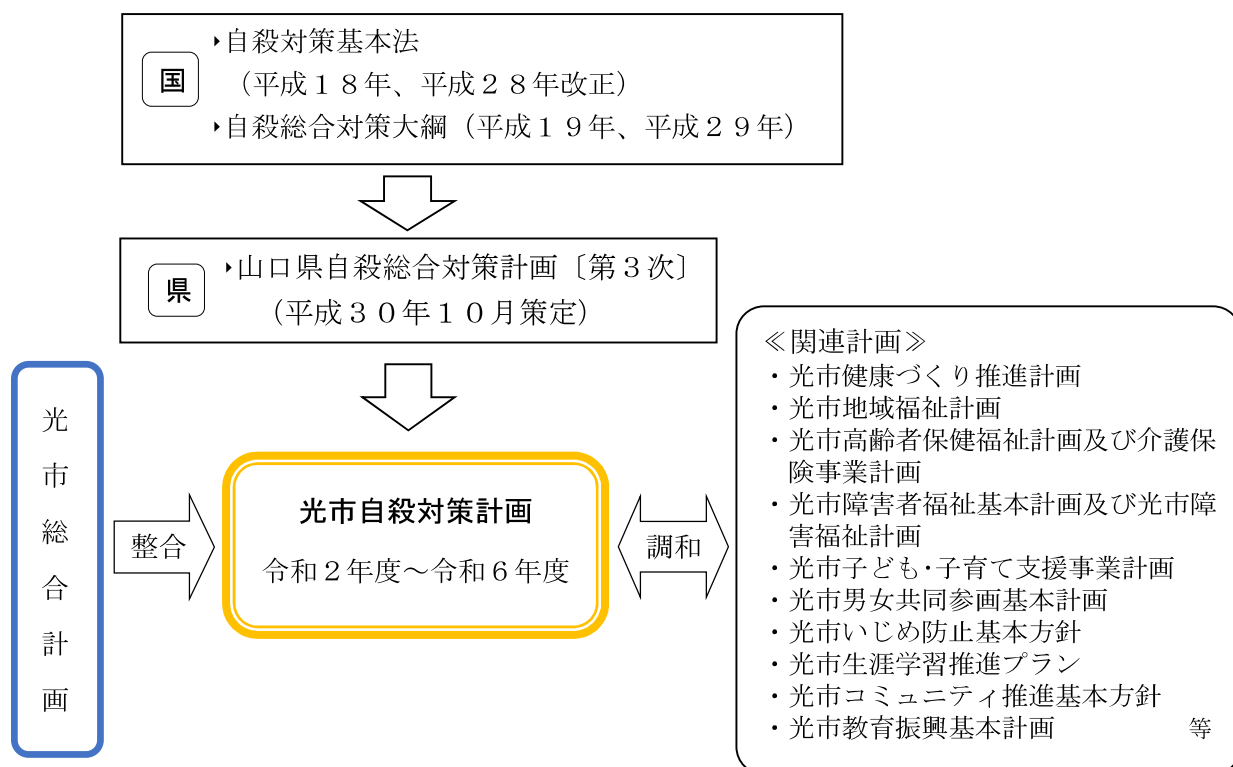
本市においても、自殺対策は重要な課題ととらえ、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」に基づき、平成21年度から「自殺対策緊急強化事業」に取り組むとともに、市民の健康づくりを推進するために平成18年3月に策定した「光市健康増進計画 光すこやか21」において3本柱の1つとして位置づけられた「心の健康」事業の推進、さらにその計画を継承するために平成28年3月に策定した「光市健康づくり推進計画」において、健康づくりのための4つの要素のひとつに位置づけられた「なごむ（こころの健康、休息）」事業と一体的に本市の自殺対策を推進してきたところです。

本市では、これまでの取り組みをさらに発展させ、関係機関等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に進めるため、「光市自殺対策協議会」を設置するとともに、地域の実情に即した自殺対策を総合的に推進するために「光市自殺対策計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、策定するものです。

また、策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」や山口県が定める「山口県自殺総合対策計画」等の内容を踏まえつつ、「光市総合計画」を上位計画とし、本市の保健・医療・福祉及び教育分野の計画など、関連する計画との調和に留意して策定するものです。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）を初年度として、令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

また、毎年計画の取り組み状況や課題の整理を行うとともに、市民ニーズや制度の変革、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを検討します。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	
国	自殺対策基本法 ☆																			
	自殺総合対策大綱 ☆																			
山口県	自殺総合対策計画					自殺総合対策計画(第2次)					自殺総合対策計画(第3次)									
光市															自殺対策計画					

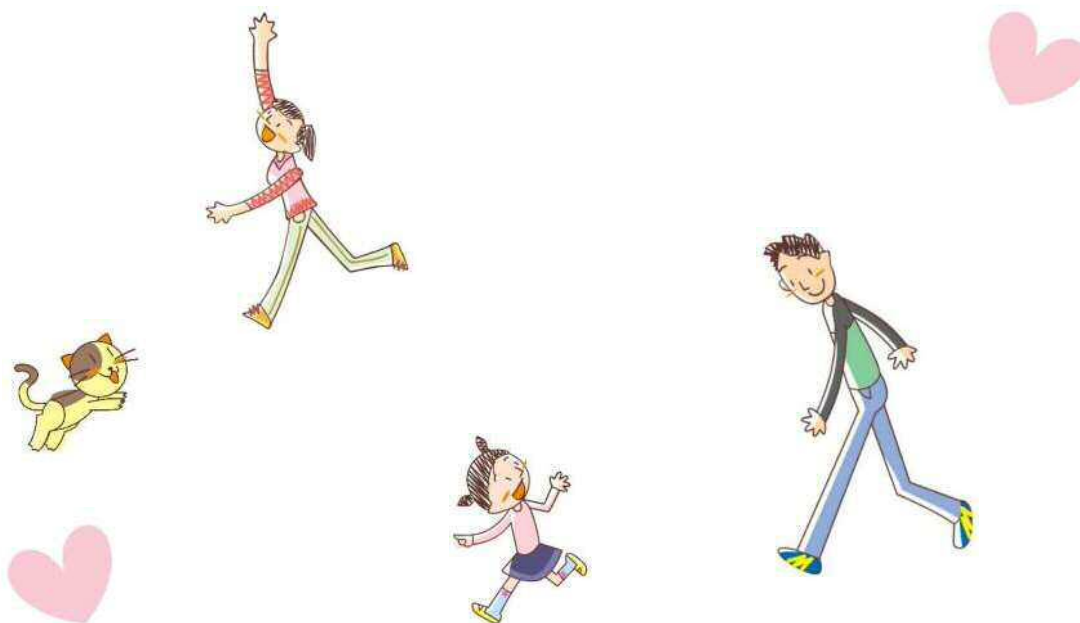
☆は改正年

## 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、「光市健康増進計画 光すこやか21」の「心の健康」事業、及び「光市健康づくり推進計画」の「なごむ（こころの健康、休息）」事業と一体的に展開してきた本市の自殺対策事業の推進状況を踏まえるとともに、医療、福祉、教育、経済、労働関係者又は関係団体の代表者及び関係行政機関の職員等からなる「光市自殺対策協議会」を設置し、協議会における意見や提言をもとに計画づくりを進めました。

また、本計画は、多様な分野の連携による一体的な取組みが不可欠であることから、庁内関係各課で構成した「光市自殺対策庁内ワーキンググループ」を設置し、生きることへの包括的な支援に関連する既存事業の棚卸しを実施し、庁内の関連事業を広く把握して、連携強化を図るなど実効性のある計画となるよう努めました。

「光市自殺対策計画」における「事業の棚卸し」とは  
現在本市で実施している事業や地域の取り組みのうち、「生きる支援（生きることの包括的な支援）」に関連する既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むために、市全体で関連事業の抽出や洗い出しを行ったもの。

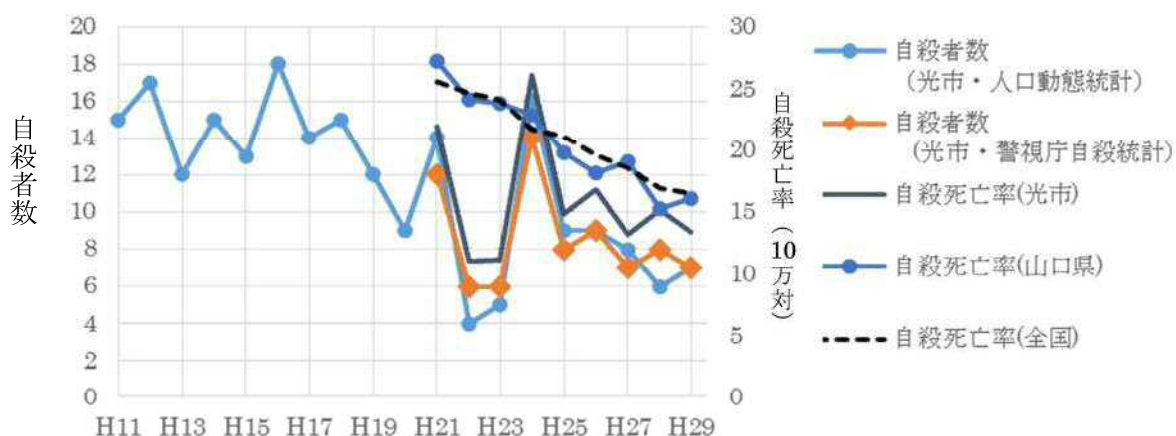


## 第2章 本市における自殺をめぐる状況

### 1 自殺の現状

#### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移（光市、山口県、全国との比較）

自殺統計が公表され始めた平成21年以降、本市における自殺者数は平成24年をピークに減少したものの、平成25年以降横ばい傾向で、年7人から9人の間で推移しています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

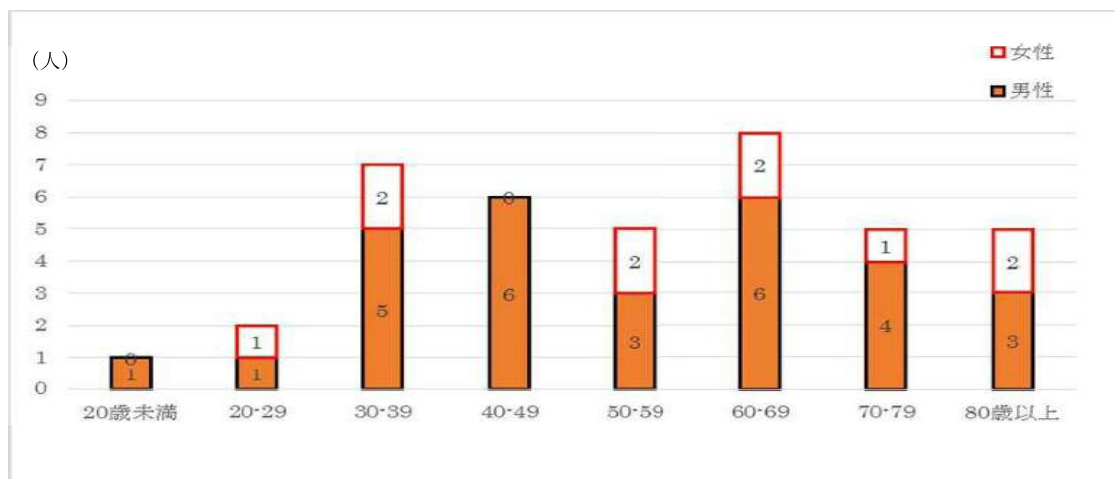
#### ※自殺に関する統計

人口動態統計…日本における日本人を対象とする。住所地を基に死亡時点で計上。

警視庁自殺統計…総人口（日本における外国人も含む）を対象とする。発見地を基に自殺死亡発見時点で計上。

#### (2) 年代別、性別自殺者数（平成25年～平成29年）

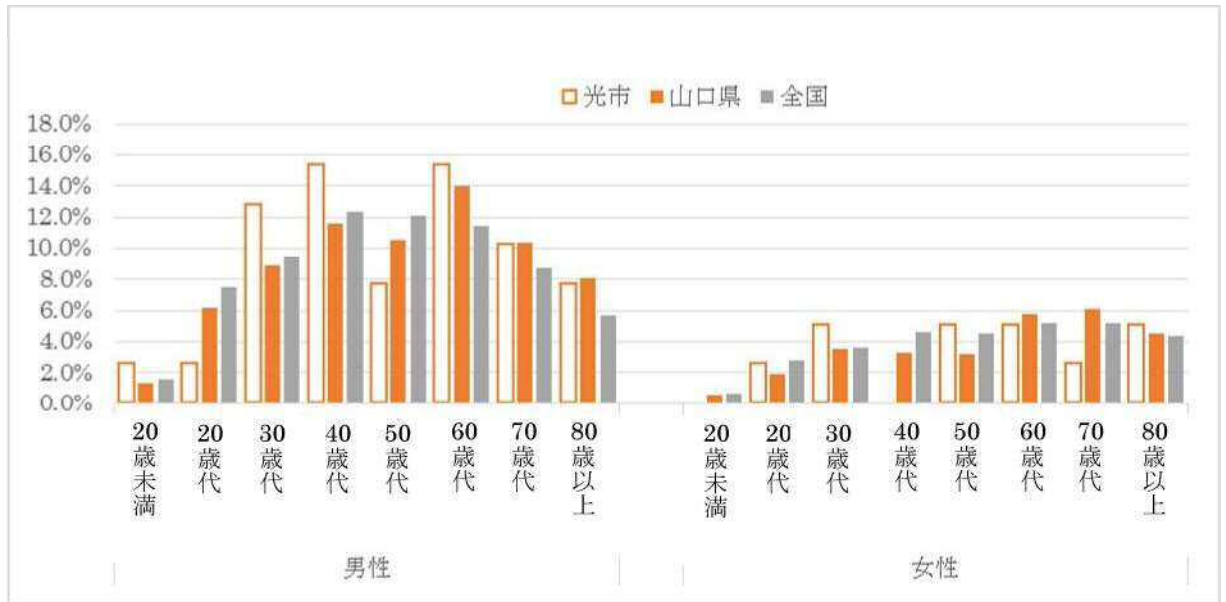
自殺者数の年代・性別をみると、60歳代が最も多く、次いで30歳代、40歳代で多くなっています。性別では、30歳代以上はどの年代も男性が多く合計で6割以上を占めています。



出典：自殺統計（自殺日・居住地、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別、性別自殺者割合（平成25年～平成29年）

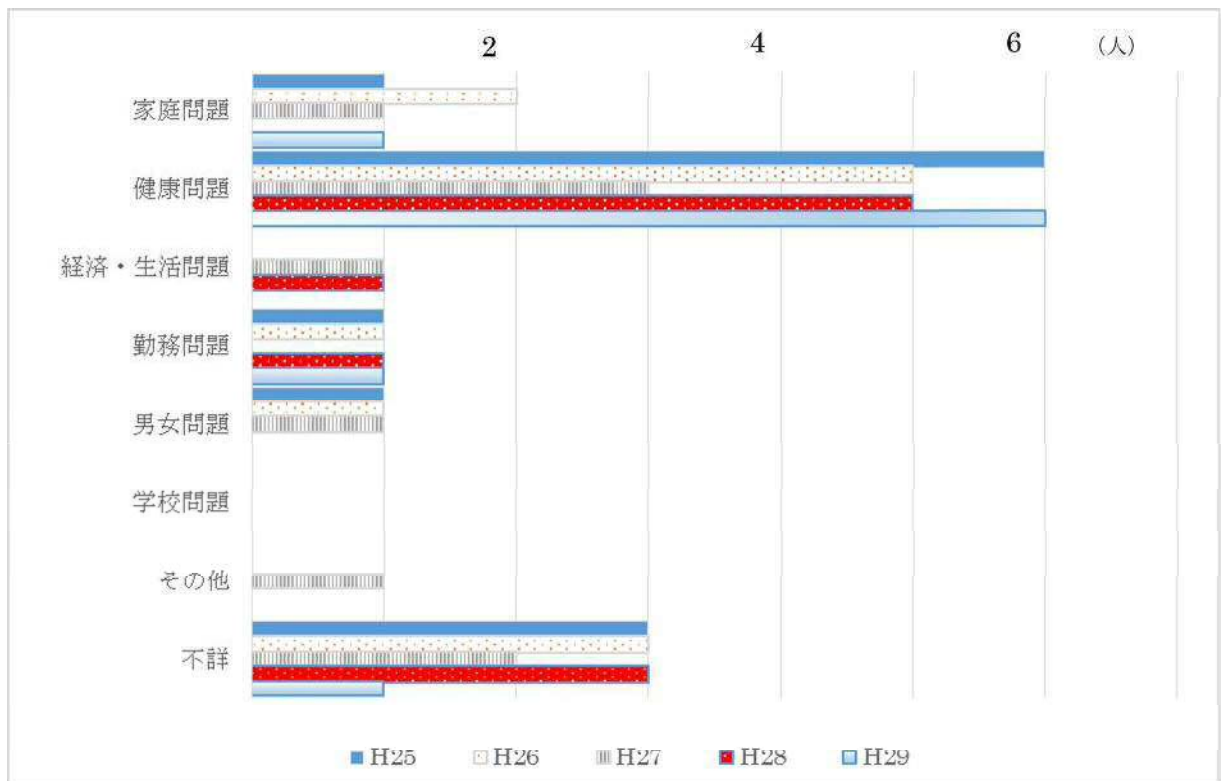
本市は、30代、40代、60代男性及び、30代、50代女性の自殺割合が、山口県及び全国に比べて高くなっています。



出典：自殺統計（自殺日・住居地、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 原因・動機別自殺者数

自殺の原因・動機別にみると健康問題が最も多くなっています。



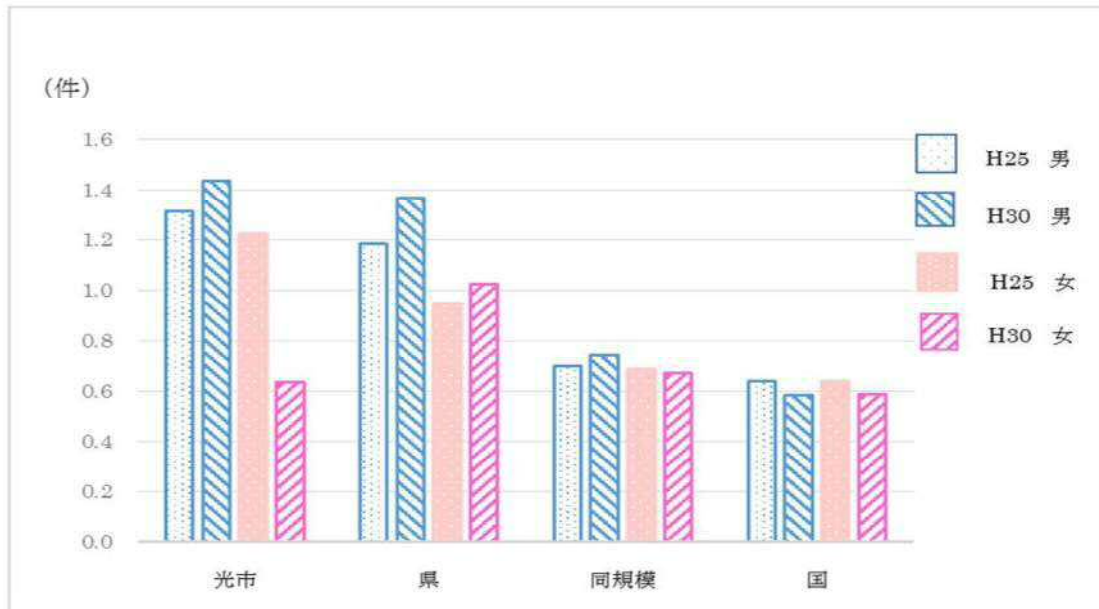
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



(5) うつ病の診療状況

ア 入院：千人あたりレセプト件数

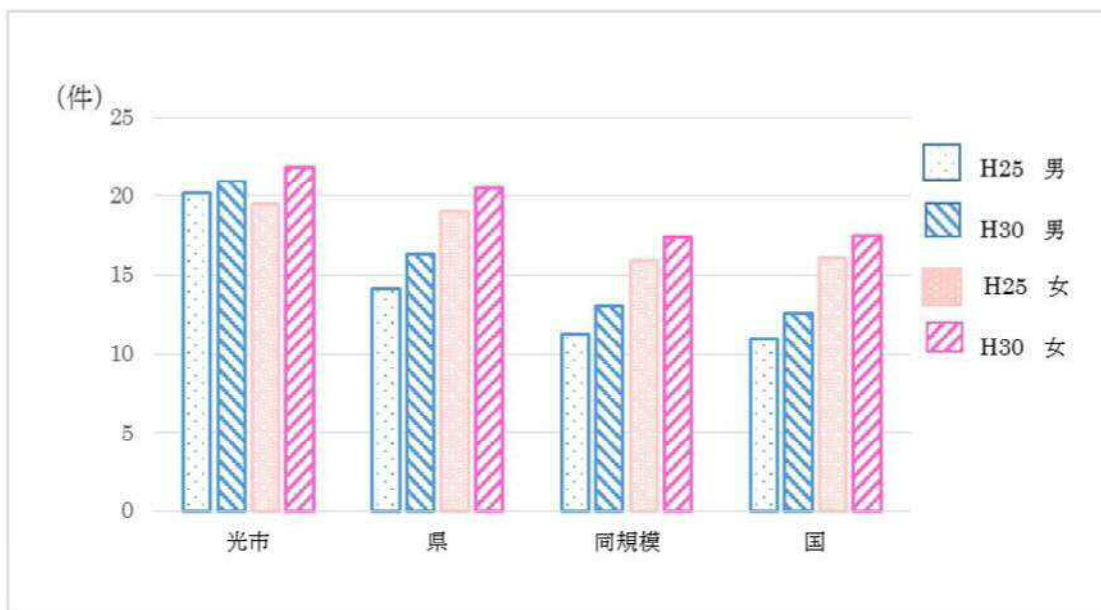
山口県、同規模の市町、全国と本市を比較すると、平成30年の統計では、男性は山口県、同規模市町、全国よりも多い状況です。



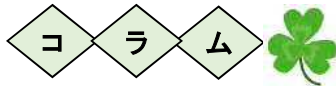
出典：国民健康保険レセプトデータ

イ 外来：千人あたりレセプト件数

本市は、男女ともに山口県、同規模市町、全国を比較しても、うつ病での外来診療が多い状況です。



出典：国民健康保険レセプトデータ

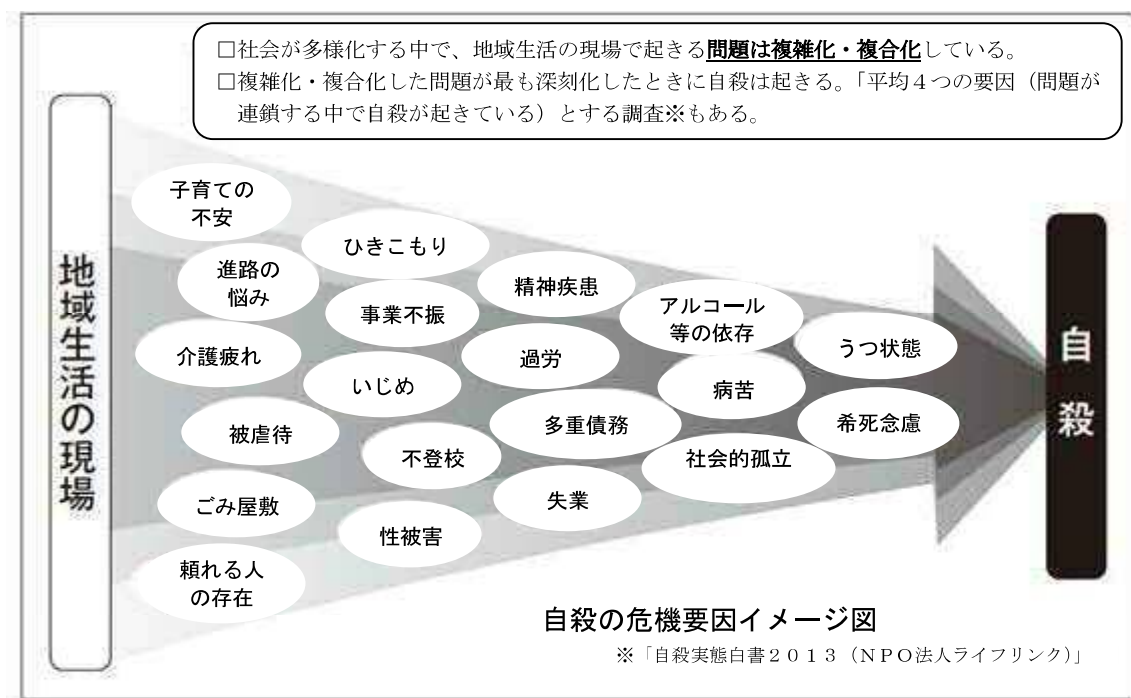


## 「自殺の危機要因」

下図はNPO法人ライフリンクが、自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策につなげることで、及び同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすことを目的に2007年から2012年に行った「「声なき声」に耳を傾ける自殺実態1000人調査」から見えてきた「自殺の危機経路」です。

自殺の原因はひとつではなく、多くの場合、多様な要因が重なっているとされています。

なお、本調査の状況は同法人がまとめた「自殺実態白書2013」に掲載され、国の「自殺対策総合推進センター」が作成する「地域自殺対策実態プロファイル」の参考資料とされています。



出典：厚生労働省資料

## 2 対策が優先される重点課題

国における、平成25年から平成29年の5年間の本市の現状分析から、自殺者数の多い対象群の特徴を本市の対策が優先される課題ととらえ、その背景にある主な自殺の危機経路等より、「子ども・若者への支援」「勤務・経営への支援」「高齢者への支援」「生活困窮者への支援」を重点課題としました。

なお、「自殺総合対策大綱」においては、39歳までを「子ども・若者」と表記していることから、本市の「子ども・若者への支援」の対象者は、児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等を想定しました。

### (1) 本市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成25～平成29年））

平成25年から平成29年の5年間における本市の現状分析から、自殺者数の多い対象群を示したものです。

上位5区分	自殺者数 5年計(人)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	6	15.4%	22.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	5	12.8%	139.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性20～39歳有職同居	4	10.3%	23.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	4	10.3%	10.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性20～39歳無職同居	3	7.7%	33.7	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)を参考にした。

出典：自殺対策総合推進センター作成の地域実態プロフィール【光市】

### コラム



#### 「うつ病」とは

眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性がります。うつ病は、精神的ストレスや身体的ストレスが重なるなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態です。脳がうまく働いてくれないので、ものの見方が否定的になり、自分がダメな人間だと感じてしまいます。そのため普段なら乗り越えられるストレスも、よりつらく感じられるという悪循環が起きてしまいます。

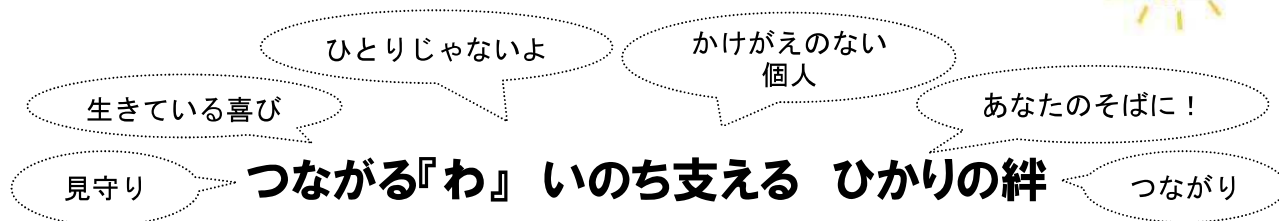
薬による治療とあわせて、認知行動療法も、うつ病に効果が高いことがわかってきています。早めに治療を始めるほど、回復も早いと言われていきますので、無理せずに早めに専門機関に相談すること、そして、ゆっくり休養をとることが大切です。

参考：厚生労働省ホームページ

# 第3章 自殺対策の基本的な考え方



## 1 基本理念

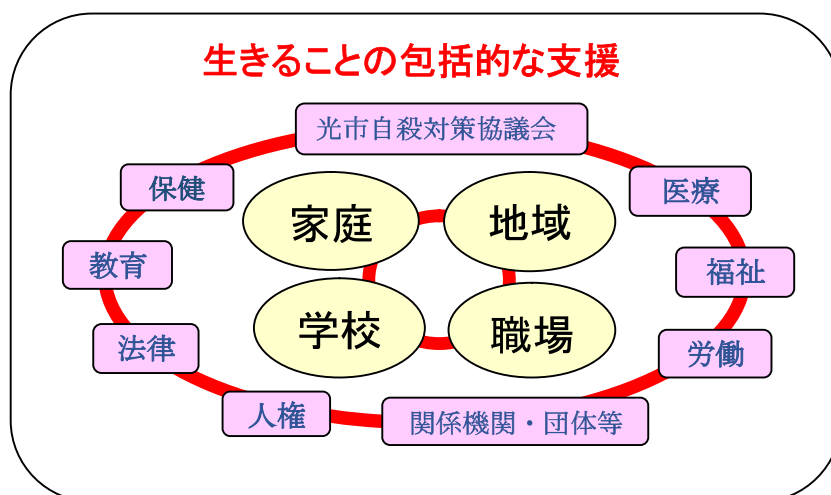


自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなくなった状態に陥ったり、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

また、自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的に自殺対策を進めるためには、地域の多様な関係者の連携と協力のもと、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

そのため、本市の自殺対策の取り組みにおいては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律、人権、地域、その他関係機関・団体等がつながり、その連携と協力のもとに、「生きることの包括的な支援」として総合的かつ効果的な施策の推進を図ることで、自殺に追い込まれようとしている人を必要な支援につなぎ、いのちを守ることを目指して、計画の基本理念を「つながる『わ』いのち支える ひかりの絆」と定めます。

なお、本基本理念の「わ」は、つながりの輪、協力し合う和、対話の話、かけがえのない私、また、「ひかり」は、明るい希望の光、いのちを支える様々な人々、そしてわがまち光市を表すものとして、それぞれひらがな表記としています。



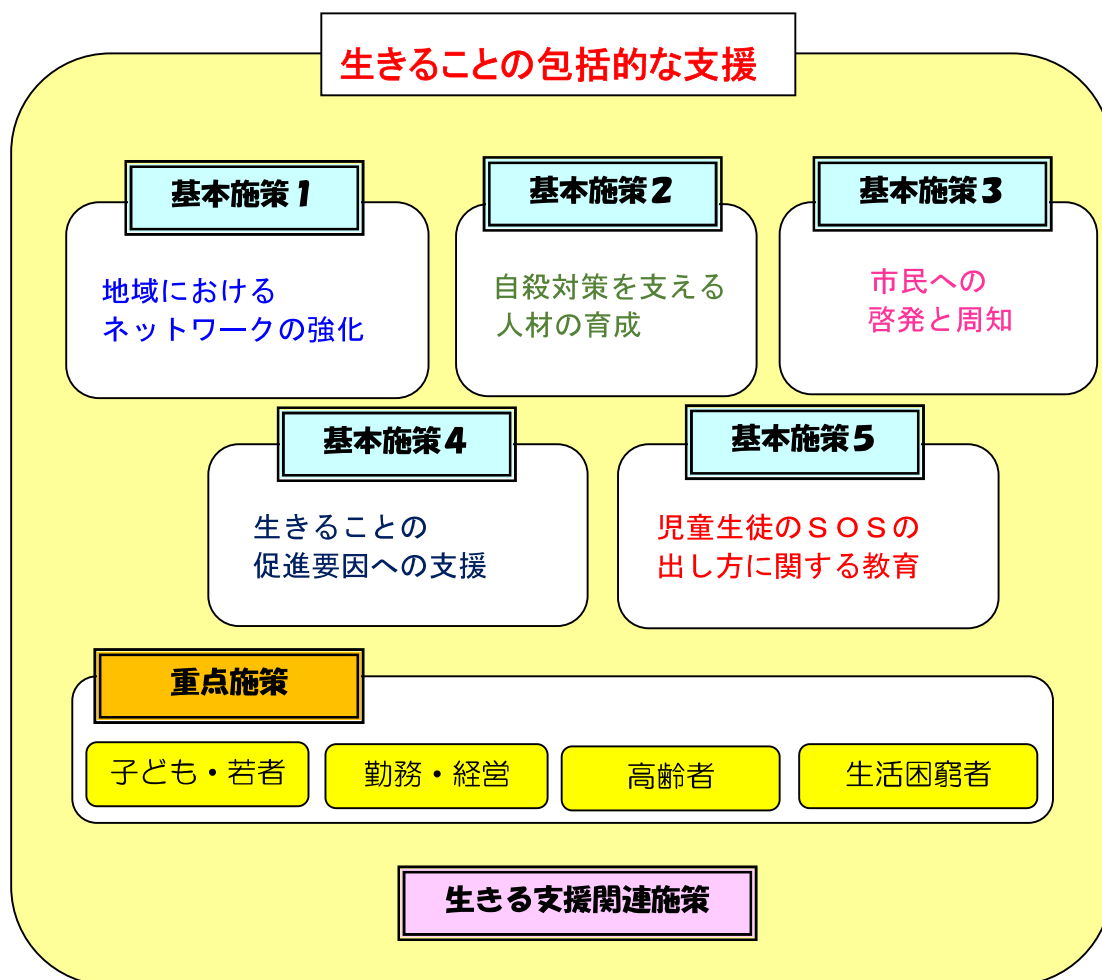
## 2 基本方針

基本理念をふまえ、誰もが生きることの包括的な支援を受けられるよう、「基本施策」「重点施策」「生きる支援関連施策」の3つの施策により各種事業を展開し、自殺対策の総合的な推進を図ります。

「基本施策」においては、自殺対策の推進において、全国的に実施されることが望ましいとされる「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つの項目について取り組みを進めます。

さらに、第2章2において本市の特性をもとに重点課題とした「子ども・若者への支援」「勤務・経営への支援」「高齢者への支援」「生活困窮者への支援」の4つの項目を「重点施策」として、効果的な対策の推進を図ります。

また、自殺の原因となる様々な課題に対し、関連分野で展開されている各種事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、自殺対策における有機的な連携を持って、各種事業の推進を図ります。



### 3 数値目標

本市の自殺対策の基本理念である「つながる『わ』 いのち支える ひかりの絆」の実現に向けて、令和6年度までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を30%以上減少させ、9.2以下となることを目標とします。

さらに、周囲の皆が悩んでいることに気づき見守る“こころのサポーター”となれるようゲートキーパー研修の受講者の増加を目標とします。

評価指標	近況値	目標値 令和6年度
①本市の自殺死亡率	13.2	9.2以下
②ゲートキーパー研修受講者数	1,444人	2,500人以上

※近況値出典【年度】①地域における自殺の基礎資料（人口10万対）：厚生労働省【H27】  
②平成23年度～令和元年度累計

〔参考〕国・県の目標値

国は、「平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）18.5と比べて30%以上減少させる（13.0以下）」としている。

山口県も同様に、「平成27年（2015年）20.0を、30%以上減少させ、2026年に14.0以下とする」としている。

## 第4章 施策の展開

### 1 基本施策

#### ◆基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きることができ自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、こうした取り組みを実施するためには、様々な分野の人々、組織、施策が密接に連携する必要があります。

自殺の原因となり得る様々な課題に対し、それぞれの関連分野において支援が展開されています。そうした多くの分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、「気づき」「つながり」「見守る」「わ」の連携を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。

#### <施策の展開>

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
光市自殺対策協議会の設置と運営	医療、法律、人権、教育、労働、地域、警察、消防、行政等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有・協議・連携を図ります。 また、委員相互及び関係分野において、「気づき」「つながり」「見守る」「わ」のネットワーク強化を推進します。	健康増進課
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会においては、地域の人たちが安心して暮らせるよう、生活に関する相談に応じ、必要な援助を行い、悩みが解決するように支援することで、地域住民の安心のネットワークづくりを推進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
母子保健推進協議会との連携	母子保健推進協議会においては、妊産婦・乳幼児家庭の訪問活動とともに、地域での子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を推進します。	健康増進課
子ども・子育て総合相談体制の充実 (子ども相談センターきゅっと)	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	子ども家庭課

取 組	内 容	担当課・団体
ひかり子育て見守りネットワーク事業	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育能力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。	子ども家庭課
コミュニティ・スクール推進事業	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営委員会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指し、地域で子どもの課題を共有し、ふれあいを通し、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるよう、次世代型コミュニティ・スクールによる社会総がかりの教育を推進します。	学校教育課
老人クラブ連合会との連携	老人クラブ連合会においては、地域を基盤とした高齢者の自主団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を図りながら地域に根差した活動を行い高齢者の生きがいの確保や見守り体制の確立を推進します。	社会福祉協議会 高齢者支援課
地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域包括ケア体制の実現を目指すため、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源の支援体制を構築するため、地域ケア個別会議、連絡会議、全体会議を開催します。	高齢者支援課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者のニーズに応じた的確なケアマネジメントが可能となるよう、介護支援専門員への助言や指導を行うとともに、あらゆる職種との連携を図りネットワークの構築を図ります。	高齢者支援課
認知症高齢者等見守りネットワーク形成事業	認知症高齢者等を地域で見守るネットワークを構築し、地域での見守り強化や、行方不明時の早期発見等に向けた支援を行います。	高齢者支援課
インターネット上の自殺関連情報対策	インターネット上の自殺関連情報に関する相談に対応し、サイト管理者等への削除依頼を行う部署との適切な連携を図ります。	関係各課 光警察署



## ◆基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門の相談機関につなぎ、その助言を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが必要です。

本市では、悩んでいる人の“こころのサポーター”として、命の門番となるゲートキーパーの育成支援に努めます。

### <施策の展開>

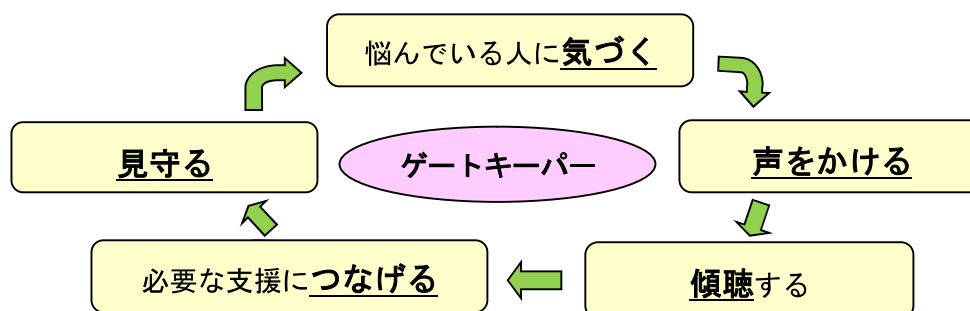
○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
ゲートキーパー研修	市職員や教育関係者、関係機関・団体等にゲートキーパー研修を実施するとともに、市民に広く啓発し、市民団体等に随時出前健康講座で、誰もがこころのサポーターとなれるよう、自殺の現状やゲートキーパーについての講座を実施して、必要な知識の普及啓発及び人材の育成を行います。	健康増進課 全庁



ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「命の門番」とも表現されます。

ゲートキーパー研修を受け、「自殺危機にある人への初期介入のスキル」を身につけることで、誰でも地域でのゲートキーパーの役割を担うことができます。



本市では、平成23年度から、市職員や教育関係者、民生委員児童委員、母子保健推進員や市民団体等を対象にゲートキーパー養成研修を行い、令和元年度までの9年間に、累計1,444人が受講しました。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。誰もが悩んでいる人の“こころのサポーター”としてゲートキーパーになることができます。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから行動を起こしてみませんか。市健康増進課では、随時、ゲートキーパー養成のための出前講座を受け付けています。

参考：厚生労働省ホームページ

### ◆基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。

そのため、そうした心情や背景の理解を深めることも含めて、危機に陥った時には誰かに援助を求めることが適当であるということを、市民個人及び地域全体の共通認識とし、援助を求める先の情報が市民に浸透するよう啓発と周知に努めます。

#### <施策の展開>

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
相談窓口啓発 ・睡眠キャンペーン ・こころの相談窓口 ・困りごと相談窓口	こころの健康相談及びかかりつけ医の睡眠相談の啓発とともに、様々な困りごとに関する相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、広く市民に啓発します。	健康増進課 関係各課
出前講座	市民の要請により職員が地域に出向いて市の施策や制度、事業内容等に関する情報をわかり易く伝えるとともに住民の意見や提言などを伺い、共創と協働で育ちまちづくりを推進します。 また、出前講座のメニューとして「心の健康出前講座」を随時実施します。	地域づくり推進課 関係各課 健康増進課
こころの健康チェック事業	こころの体温計（メンタルヘルスチェックサイト）を使用し、セルフメンタルヘルスチェックができ、その場で結果に基づき相談窓口情報を紹介する簡易システムを市ホームページ上で実施します。	健康増進課
こころの処方箋事業	図書館の図書貸し出しで、こころの健康に関する本を書名や著者が分からないように、オリジナルの「こころの処方箋袋」に入れたまま貸出す読書療法を取り入れた取り組みを実施します。	健康増進課 図書館
青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発	子どもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます。	学校教育課 各学校

## ◆基本施策4 生きることの促進要因への支援

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進を図ります。

### <施策の展開>

#### ○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
心の健康相談 癒しのカウンセリング 健康相談	電話、メール、来所等による保健師による健康相談及び心の健康相談に随時応じるとともに、臨床心理士による癒しのカウンセリングを実施します。	健康増進課
育児相談 おっぱい相談電話 のびのび相談 1歳児お誕生相談 2歳児お誕生相談	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	健康増進課
子ども・子育て総合 相談体制（再掲） （子ども相談センタ ーきゅっと）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	子ども家庭課
子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
子育て支援の「わ」 事業	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
母子保健推進員活動	妊産婦、乳幼児家庭を訪問し、行政が実施する母子保健事業やサービスを紹介し母子の健康状態や家庭の状況を把握して行政に繋ぐパイプ役を担うとともに、身近な相談相手としての役割を担い、母子の孤立と育児不安の軽減に努めます。	健康増進課

取組	内容	担当課・団体
妊産婦・新生児・乳幼児訪問 産婦健康診査 産後ケア事業	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。 また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービスで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	健康増進課
養育支援訪問	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	子ども家庭課 健康増進課
教育相談事業	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します。	文化・社会教育課
いじめ問題への対応	「光市いじめ問題調査委員会」「光市いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「いじめ調査検証委員会」を設置します。	学校教育課
不登校未然防止事業	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	学校教育課
高齢者総合相談事業	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行い、生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への適切な相談対応・支援を図ります。	高齢者支援課
高齢者生活相談所設置運営事業	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	高齢者支援課
友愛訪問活動促進事業	老人クラブ活動の中で、各地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者や事業対象者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成します。	高齢者支援課
高齢者虐待予防啓発事業	高齢者虐待のない地域社会づくりを目的に、虐待に対する正しい理解と未然防止などの普及を図るため、講演会、虐待に関する相談、対応を実施し、困難を抱える人への支援を行います。	高齢者支援課

取組	内容	担当課・団体
家族介護支援事業	地域住民の認知症高齢者への理解を深め、地域での見守り体制を構築することで、認知症の人及び家族が抱える認知症の不安や悩みへの対応や困難を抱える人への支援を行います。	高齢者支援課
認知症サポーター等養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、できる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成する講座を開催します。	高齢者支援課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断・早期対応を図るために、医療と介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症や認知症を疑われる人、その家族に訪問し、認知症の診断・治療・介護サービスの利用、家族支援などを包括的・集中的に行います。	高齢者支援課
生活自立相談支援センター事業	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、ひきこもり等様々な生活上の相談を受け、問題解決に向けて相談支援員とともに支援計画を作成し、生活の安定に向けた自立支援を行います。	社会福祉協議会
DV等相談支援体制の充実	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知・啓発を図るとともに、被害者に対する相談機能の充実を図ります。	福祉総務課 人権推進課
障害者・障害児総合相談支援事業	障害者やその家族等に対し、障害福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用やピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行います。	福祉総務課
地域活動支援センター事業	障害者や障害児に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進します。	福祉総務課
民生委員児童委員活動	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
心配ごと相談	住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言・指導を行うことで住民の福祉の向上を図ります。また、相談内容に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、深刻化する恐れのあるケースについては、専門機関に繋がります。	社会福祉協議会
就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者（ニート）に対し、無料就職相談・カウンセリング・臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	商工観光課 しゅうなん若者サポートステーション
市税等徴収事務納税相談	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処します。	収納対策課

取 組	内 容	担当課・団体
給水停止による生活弱者等の把握	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	水道局
使用水量低下時の調査	水道使用量が0または大幅に低下した世帯に関しては、可能な範囲で状況の調査を行い、必要に応じ関係機関に繋がります。	水道局
生活困窮者自立支援事業	光市生活自立相談支援センターを拠点として、生活や仕事に関する相談を受け、専任の相談員が寄り添いながら就労や家計相談などの自立に向けた支援を行い、必要に応じて個別のプランを作成し、地域住民や福祉関係者、専門機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

コ ラ ム



☆こころの体温計でストレスチェック☆

『こころの体温計』は、簡単な質問に答えることで、あなたの今のストレス度や落ち込み度がどれくらいかを知ることができます。

最近、こころの疲れや不調を感じていませんか？

日々の生活で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。

●『こころの体温計』の使い方

- 「本人モード」・・・自分自身のこころの状態をチェックできます。
- 「家族モード」・・・身近な家族のこころの状態をチェックできます。
- 「赤ちゃんママモード」・・・赤ちゃんがいらっしゃるお母さん向けです。
- 「アルコールチェックモード」・・・本人向けと家族向けのチェックリストがあり、飲酒についてのアドバイスが受けられます。

☆本人モードでは、質問に答えると”水槽を泳ぐ金魚”の様子が表示されます。水槽の中で泳ぐ金魚、猫などのキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。

ねこ  
社会的な  
ストレス

黒金魚  
対人関係の  
ストレス

結果画面(例)

こころの体温計 (本人モード)

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問13問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

水槽のヒビ  
住宅環境の  
ストレス

赤金魚  
自分の病気  
などのストレス

石  
その他のストレス

【赤金魚】自分の病気などのストレス

※レベルが上がる毎にクガをしていきます

【水の透明度】落ち込み度

※レベルが上がる毎に水が濁っていきます



▲チェック開始  
はこちら

## ◆基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、「生きることの包括的な支援」の中で、「自殺の事前対応のさらに前段階の取り組み」として、いのちや暮らしの危機に直面したときの問題の整理や対処方法を児童生徒の段階でライフスキルとして身につけ、生きる力を高める重要なものです。

本市においては、すべての児童生徒がSOSの出し方についての教育を受けられるよう推進していきます。

### <施策の展開>

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
こころの教育 SOSの出し方に関する教育	児童生徒が様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるとともに、必要な時にSOSを出す等適切な対応ができるよう、保健体育、総合学習等教育の充実を図ります。	学校教育課 各学校
子どもの人権SOS ミニレターの配布、 相談	年2回、学校を通じて「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもが相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、郵送による相談対応を行います。	法務局 各学校
スクールライフ支援 員事業	不登校や集団不適應児童生徒の社会的自立を図り、相談・適応指導を適切に行うためにスクールライフ支援員を学校や家庭に派遣します。	学校教育課
心療カウンセラー派 遣事業	児童生徒の心の問題に関して「臨床心理士」を学校に派遣し、児童生徒間の問題行動や不登校等の解決及び健全育成を図ります。	学校教育課



#### 「思春期グローイングハートプロジェクト事業」

児童生徒を取り巻く環境は日々急激に変化しており、今後、SNS等の更なる普及やAI等の技術革新により、人と人との対面でのコミュニケーション機会の減少が予測され、新時代を創造する児童生徒たちには、「自己表現力」や「他者との円滑な関係を構築する力」等の対面でのコミュニケーション能力を育成する場が、これまで以上に必要となります。

このため、スクールカウンセラーによる「心理教育プログラム」の実施により、学校における心の教育を一層充実させ、未来の山口県を切り拓いていく子どもたちの規範意識や責任感、他者への思いやりなど、昔も今も普遍的に大切な「心」を育成するため、令和元年度より「思春期グローイングハートプロジェクト事業」を実施し、本事業の中で体系的に、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を実施しています。

※思春期グローイングハートプロジェクト事業実施要綱（山口県教育庁 学校安全・体育課）より抜粋

## 2 重点施策

自殺対策を推進するため、その特徴に応じた取り組みを重点的に進めます。

### ◇重点施策1 子ども・若者への支援

子ども・若者世代の「いのち」が失われることは大きな問題です。この世代は、家庭問題と学校生活、身体の変化への適応等の課題とともに、進学、就職、結婚、出産、育児などライフスタイルの大きな変化も経験する年代となります。

本市では、「おっばい都市宣言」の理念のもと、子どもの豊かな育ちの支援とともに子育て世代への様々な支援を展開しており、子ども・若者世代の様々な課題に対し切れ目のない支援により自殺対策の推進を図ります。

#### ○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
子ども・子育て総合相談体制の充実 子ども相談センター きゅっと（再掲）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	子ども家庭課
子育て支援センター （再掲）	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
子育て支援の「わ」 事業（再掲）	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
養育支援訪問（再掲）	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	子ども家庭課 健康増進課
ファミリー・サポート・センター	仕事と子育ての両立しやすい環境を推進するため、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課



取組	内容	担当課・団体
児童虐待対策強化	要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策の充実を図ります。子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのサインであるため、問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減・早期発見を行います。	子ども家庭課
母子健康手帳交付等	母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を実施します。専門職が面接することで、既往歴や家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会となり、問題の早期発見・対応を行います。	健康増進課
妊産婦・新生児・乳幼児訪問 産婦健康診査 産後ケア事業 (再掲)	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービスで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	健康増進課
育児相談 おっぱい相談電話 のびのび相談 1歳児お誕生相談 2歳児お誕生相談 (再掲)	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	健康増進課
乳幼児健康診査	1か月・3か月・7か月・1歳6か月・3歳児の健康診査を実施し、子どもの発育・発達状況や課題、家庭の状況や抱えている問題を発見し、早期対応を行います。	健康増進課
教育相談事業(再掲)	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します。	文化・社会教育課
地域における 青少年健全育成活動	各地域において街頭補導活動等を実施します。	文化・社会教育課
特別支援事業 特別支援教育推進事業	教育支援委員会、専門家チーム会議の開催、就学相談会の開催(第3水曜日 全12回)、光っ子コーディネーターによる支援を実施します。	学校教育課

取組	内容	担当課・団体
いじめ問題への対応 (再掲)	「光市いじめ問題調査委員会」「光市いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「いじめ調査検証委員会」を設置します。	学校教育課
不登校未然防止事業 (再掲)	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	学校教育課
光っ子教育サポート事業	光っ子サポーターによる支援、臨床心理士による発達検査を実施します。	学校教育課
青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発(再掲)	子どもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます。	学校教育課 各学校
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	商工観光課
就業支援対策事業 (再掲)	概ね15歳以上40歳未満の無就業者(ニート)に対し、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	商工観光課 しゅうなん若者サポートステーション



## ◇重点施策2 勤務・経営への支援

会社や家庭等あらゆる場面において、主要な役割を担う「働き盛り」世代は、心理的にも社会的にも負担を抱えやすい年代です。就労問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）や家庭の問題等様々なことでメンタルヘルスに不調をきたす場合もあります。

そのため、勤務上やその他の悩みを抱えた人が、適切な相談や支援につながるよう、相談先等の周知を図るとともに、働く世代すべての方が将来への展望を持ち得るように自殺対策の推進に努めます。

### ○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
心の相談及び困りごと相談窓口等の啓発	メンタルヘルス関連の相談窓口や職場・仕事等に関する困りごとの相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、相談先を分かりやすく啓発します。	健康増進課
労働相談	市ホームページや市広報などで関係機関の相談窓口等の情報を発信します。	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（再掲）	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	商工観光課
こころの健康相談	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び労働者のこころの健康相談を行います。	下松地域産業保健センター 健康増進課
ストレスチェック制度	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスの状況について検査を行うとともに、その結果を通知することでストレスの原因となる職場環境の改善につなげます。	各事業所
就業支援対策事業（再掲）	概ね15歳以上40歳未満の無就業者（ニート）に対し、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	商工観光課 しゅうなん若者サポートステーション
経営相談	商工会議所や商工会等と連携を図り、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・支援体制の充実や、融資制度の展開による経営支援を行います。	商工観光課 光商工会議所 大和商工会

### ◇重点施策3 高齢者への支援

高齢者の自殺の「原因・動機」には「健康問題」が関わっていることが多く、その他にも死別や離別、閉じこもりや介護等の問題により、孤独・孤立状態から抑うつ状態になりやすい傾向にあります。

この様な高齢者の傾向を踏まえ、健康づくりの支援とともに、身近な人の喪失と立ち直りの時期を支えるグリーフケア、さらに高齢者一人ひとりが日々生きがいと役割を実感できる地域づくりを目指し、「つながり」と「場づくり」をキーワードに高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり等のソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

#### ○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
高齢者総合相談事業（再掲）	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への相談対応・支援を図ります。	高齢者支援課
高齢者生活相談所設置運営事業（再掲）	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	高齢者支援課
地域ふれあいサロン活動支援事業	地域で活動している高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」へ看護師を派遣し、血圧測定等の健康チェックや相談対応、「いきいき百歳体操普及事業」へのサポートを通じて介護予防につなげます。	高齢者支援課 社会福祉協議会
老人クラブ活動との連携	生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を深めながら、地域に根差した活動を行います。 <友愛訪問活動促進事業> 地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。 <ことぶき教室設置運営事業> 「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。 <生きがいと健康づくり推進事業> 書、絵画などの展示や歌、舞踊などを披露する文化祭や、心身の機能維持と集団行動を行う健康フェスタを開催します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
高齢者就労事業	高齢者に就労の機会を提供し生活の安定を図るため、経済的支援及び環境美化を目的として、公園や緑地帯等の清掃作業を行います。	高齢者支援課

取組	内容	担当課・団体
介護予防普及啓発事業	一般市民・介護事業所等を対象に認知症予防講演会を年1回開催し、認知症に対する正しい理解を深めます。	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業	筋力やバランス能力の改善効果があり、身近な地域で住民が主体となって行える介護予防体操を地域に普及するとともに、通いの場の創出を図ります。	高齢者支援課
生涯学習推進事業 (各種講座開催)	生きがいの創出や充実した人生を送ることを目的に様々な講座などを開催し、生涯学習の推進と社会参加を促し、生きがいづくり、居場所づくりを図ります。	地域づくり推進課
短期宿泊事業	介護サービス等の利用が困難で、身体、精神上的理由や、生活環境の悪化等により、一時的に援助を必要とする高齢者に対し、市が委託した養護老人ホーム等に短期宿泊させ、その間に、体調調整や生活習慣の指導、生活環境の改善等を行います。	高齢者支援課
養護老人施設入所措置	環境上の理由や経済的な理由により、居宅生活が困難な高齢者を養護老人施設等へ措置入所します。	高齢者支援課
緊急通報装置設置等事業	虚弱なひとり暮らし高齢者等が急病や事故等の緊急対応を必要とする場合に、迅速かつ適切な救助や相談を受けることが可能となるよう、自宅に緊急通報装置を設置します。	高齢者支援課

## ◇重点施策4 生活困窮者への支援

生活困窮者は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等その背景に多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多くあります。

そのため、経済や生活面の支援のほか、心身の健康支援等の視点も含めた包括的な生活困窮者支援を推進します。

### ○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業（再掲）	生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行い、自立に向けた援助を効果的に実践します。	福祉総務課 社会福祉協議会
生活保護扶助事業	生活保護受給者に対し、各扶助費を支給し、最低生活を維持します。	福祉総務課
市税等徴収事務納税相談（再掲）	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における圧迫や不安に適切に対処します。	収納対策課
消費生活支援事業	市民からの多重債務に関する相談を受け付けます。	生活安全課
給水停止による生活弱者等の把握（再掲）	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	水道局

### 3 生きる支援関連施策

自殺の原因となり得る様々な課題に対し、それぞれの関連分野において支援が展開されており、そうした多くの分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

本市では、関連分野の事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、有機的な連携を持って各種事業の推進を図ります。

#### ◆保健分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
プレママ支援事業	プレママ（母親教室・家族学級）や、プレママ相談・歯科健診を実施します。	健康増進課
離乳食教室	3～4か月児を対象として離乳食に関する相談・指導を行います。離乳食以外の育児不安等についても話をし、問題の早期発見・対応を行います。	健康増進課
食生活改善推進協議会活動	市民を対象にした健康教室等の開催や研修等で学んだ知識を地域に普及することで食生活を基盤とした健康づくりを推進し、望ましい食習慣の実践と定着を図ります。	健康増進課
のびのび教室	1歳6か月児健診でのフォロー児を対象とし、3歳になるまで、保護者と子どもが遊びを通して、運動や言葉の力を伸ばすための教室を実施します。	健康増進課
光市健康づくり推進計画 スマイルチャレンジ事業	市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援し、「まもる、うごく、たべる、なごむ」をキーワードに事業を展開します。 このうち「なごむ」においては、市民が笑顔で過ごすことができるよう、こころの健康や休息の確保に向けた取り組みを支援します。	健康増進課

## ◆児童福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもの預かりを行います。	子ども家庭課
母子家庭・父子家庭自立支援給付金	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、就業支援を行います。	子ども家庭課
児童扶養手当	離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父などに対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
母子生活支援施設入所	子どもを養育している母子家庭などで、生活上の様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。	子ども家庭課
保育事業	保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育を行います。	子ども家庭課

## ◆障害福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
自立支援医療（精神通院）	障害者総合支援法に規定される自立支援医療（精神通院）制度の利用により、精神科への通院医療費の窓口負担が1割に軽減されます。	福祉総務課
ヘルプカード配布事業	障害者等、支援を必要とする人が周囲の助けを求めやすくするために、自らの基本情報と、支援に必要な事項を記載し携行するためのヘルプカードを配布します。	福祉総務課
障害福祉サービス	障害者及び難病患者等に対する障害福祉サービスの提供を実施します。	福祉総務課
障害児通所支援	障害児に対する障害福祉サービスの提供を行います。	福祉総務課



## ◆高齢福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
介護予防計画事業	要支援者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「予防給付」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成し、支援を必要とする、困難を抱えている人に気づき適切な相談機関につなげます。	高齢者支援課
後期高齢者医療保険料滞納者に対する納付相談	保険料を滞納している被保険者に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	市民課
在日外国人高齢者等特別給付金	年金制度上、国籍要件などによって国民年金の受給資格を得ることのできなかった市内在住の外国人高齢者等に対し給付金を支給します。	高齢者支援課
高齢者福祉送迎事業	高齢者の介護予防の促進及び健康寿命の延伸につなげるため、「三島温泉健康交流施設」と市内3箇所の拠点施設を結ぶ無料送迎バスを運行します。	高齢者支援課
日常生活用具給付事業	在宅生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者等に対し、火災警報器等の日常生活用具を給付、又は貸与します。	高齢者支援課
栄養調理教室	高齢者に対し、食生活の改善及び健康増進を目的とした栄養調理教室を開催します。	高齢者支援課
介護用品給付事業	要介護4又は5の在宅高齢者等を常時介護する家族に対し、紙おむつ等9品目の介護用品と引き換え可能な「介護用品引換券」を給付します。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業	資産、収入等の状況から、成年後見制度を利用する被後見人等が負担すべき後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用について助成します。	福祉総務課 高齢者支援課
寝たきり老人寝具乾燥事業	老衰、障害、疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者のいる世帯に対し、寝具類の乾燥・消毒を実施し、清潔で快適な居宅生活への支援を行います。	高齢者支援課
訪問理美容サービス事業	在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容店に出向くことが困難な在宅の寝たきり高齢者等の自宅へ訪問し、理美容のサービスを提供します。	高齢者支援課
在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業	乗用車等による通院等の移動が困難な寝たきり高齢者が、市の指定した業者が運行するリフト付タクシーを利用した際に運賃の基本料金相当額を助成します。	高齢者支援課

取 組	内 容	担当課・団体
牛島憩いの家デイサービスセンター	牛島の在宅高齢者に対し、通所サービスや交流・休養する場を提供するため、牛島憩いの家デイサービスセンターを設置運営します。	高齢者支援課
敬老行事	敬老の日を中心として、高齢者に敬老の意を表し、長寿を祝う敬老行事を市内全域で開催します。	高齢者支援課
長寿者祝品支給事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うための祝金及び記念品を支給します。	高齢者支援課
災害時要援護者把握事業	災害対策基本法及び光市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者（災害時要援護者）の名簿作成及び内容更新を行います。	高齢者支援課
憩いの家管理運営事業	高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点及び高齢者相互の親睦を図る憩いの場として、「東部憩いの家」「西部憩いの家」「大和老人憩いの家」を設置運営します。	高齢者支援課
転倒骨折予防教室	高齢者の介護度重度化の一因である転倒及び骨折の予防を図るため、介護予防の啓発活動及び体操指導等を行う教室を開催します。	高齢者支援課
救急医療情報ホルダー（緊急連絡カード）配布事業	高齢者保健福祉実態調査の結果をもとに、調査対象者に対し救急時に必要となる本人情報が記載された「緊急連絡カード」及び「救急医療情報ホルダー」を配布します。	高齢者支援課
高齢者保健福祉実態調査	民生委員児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等の実態調査を行います。	高齢者支援課
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に集い語り合うことができる「認知症カフェ」を主体的に運営する団体に対して助成を行います。	高齢者支援課

## ◆教育・人権分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
学校人権教育研修会	学校関係者を対象に人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。	人権教育課 学校教育課
光市人権教育指導者研究会	<p>&lt;第1回定例会&gt; 人権教育指導者研究会員と学校関係者が合同で行い、人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。</p> <p>&lt;第2回定例会「ハートフルデイ in 光」&gt; 各中学校区の生徒、保護者、地域住民、人権教育指導者研究会員を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p>&lt;第3回定例会「光市人権を考えるつどい」&gt; 一般市民、人権教育指導者研究会員を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p>&lt;第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」&gt; 各コミュニティ協議会において、地域住民を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p>	人権教育課 学校教育課
学校人権教育研究会 研究指定校	毎年2校を2年間、研究校として指定し、指定2年目を迎えた学校を会場とする発表会を開催し、研究成果を発表、共有し、人権問題への理解を深め、指導力の向上を図ります。	人権教育課 学校教育課
光市人権施策推進指針に基づく人権の啓発	教育委員会や関係団体等と連携し、様々な人権問題に対する正しい理解を深め、人権尊重意識を高めるための啓発活動を実施します。	人権推進課



## ◆その他の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
光市総合計画 行動計画の策定・実施	光市のマスタープランである第2次光市総合計画の事業計画として行動計画を策定し、事業を実施します。	企画調整課
国民年金の受付業務	国民年金保険料の免除・猶予申請書、障害基礎年金の請求書の受付等を行います。	市民課
国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の窓口交付事務	保険税を滞納している世帯主に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	市民課
国民健康保険の受付事務	国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の申請を受理し、決定します。	市民課
頻回受診・重複受診訪問	頻回受診・重複受診者に、保健師による訪問指導や健康相談を行います。	市民課
光市特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法及び次世代育成推進法に基づく職員のワーク・ライフ・バランスの推進を実施します。	総務課
交通事故に関する相談事業	交通事故に関する相談先の紹介を行います。	生活安全課
市営住宅維持管理事業	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行います。	建築住宅課
行旅病人等対策事業	行旅病人等に対し、一時扶助や必要な支援を行います。	福祉総務課
メンタルヘルス事業	職員の仕事や人間関係などから生じるストレスについて、専門家等への相談を通じてその要因を取り除くことができるよう事業を実施します。	総務課
ふれあい・健康フェスティバル	福祉・保健・医療に関する啓発行事として、関係機関が参画し、福祉の向上、健康の増進を目的として毎年行事を開催します。	社会福祉協議会

## 第5章 推進体制と進行管理

本計画の基本理念である「つながる「わ」 いのち支える ひかりの絆」の実現に向け、5つの基本施策、4つの重点施策を中心に、生きることの包括的な支援として各種事業を展開するとともに、市民一人一人が、自殺が誰にでも起こり得る問題ととらえ、主体的に自殺対策に取り組み、それぞれの各論に基づいた着実な事業展開により、国や県の動向を注視しながら、これまで以上に関係者や関係機関と連携を図り、計画を推進していきます。

### 1 計画の推進体制

自殺対策は、社会全般に関係しており、その総合的な対策のためには、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、経済、労働、法律関係者、行政等多分野の関係者が連携を図り取り組むことが重要です。

本市では、自殺対策を総合的かつ円滑にすすめるため、医療、福祉、教育、経済、労働、法律関係者及び関係行政機関の職員等から構成される「光市自殺対策協議会」を設置し、自殺対策に関する実践的な情報交換・意見交換の場とするとともに、各種関係機関等との協力的体制づくりの中心的な組織と位置付け、本市の自殺対策を推進していくこととします。

また、行政の関係担当課で構成する「光市自殺対策庁内ワーキンググループ」を設置し、自殺対策に関する施策について、総合的、計画的に推進していきます。

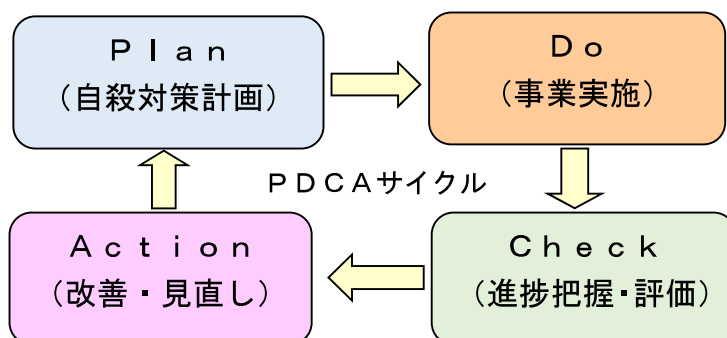
### 2 計画の進行管理

市民の自殺対策に対する意識を高め、必要な情報を収集できるよう、市広報やホームページ等への掲載、リーフレットの作成・配布や各種事業、イベントなどあらゆる機会を活用して、本計画の周知を図るとともに、計画の方針や今後の取り組みについて啓発します。

計画の推進にあたっては、施策を効果的に推進していくために、毎年度、光市自殺対策協議会を開催し、PDCAサイクル「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」により計画の進捗状況の評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

### 3 計画の見直し

計画の実効性を確保するために、毎年度、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握・評価し、適宜、事業の見直しを行うことにより、より効果的な事業展開を目指します。



# 参考資料

- 1 策定經過
- 2 光市自殺対策協議会
- 3 自殺対策基本法
- 4 自殺総合対策大綱
- 5 相談窓口一覧
- 6 用語解説

## 1 策定経過

### (1) 光市自殺対策協議会

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑にすすめるため、光市自殺対策協議会を設置し、計画の策定などについて協議を行いました。

開催日	主な内容
【第1回】 令和元年8月8日	・委嘱状交付 ・光市自殺対策計画の策定について ・生きるための包括的支援について
【第2回】 令和元年10月31日	・事業の棚卸し実施状況について ・光市自殺対策計画（素案）について
【第3回】 令和2年2月13日	・光市自殺対策計画（最終案）について ・計画に基づく次年度以降の事業展開について

### (2) 光市自殺対策庁内ワーキンググループ

計画策定にあたり、係長級の職員による庁内会議を開催し、部局横断的な協議や検討等を行いました。

開催日	主な内容
【第1回】 令和元年5月30日	・光市自殺対策計画の策定について ・既存事業の棚卸しについて
【第2回】 令和元年10月15日	・事業の棚卸し実施状況について ・光市自殺対策計画（素案）について
【第3回】 令和2年2月3日	・光市自殺対策計画（最終案）について ・計画に基づく次年度以降の事業展開について

### (3) 既存事業の棚卸し

計画策定にあたり、本市で実施している事業や地域の取り組みのうち、「生きる支援（生きることの包括的な支援）」に関連する既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むために、市全体で関連事業の抽出や洗い出しを行いました。

- ・実施期間：令和元年5月30日～令和元年7月5日
- ・実施結果：市役所16課23係及び水道局、社会福祉協議会から126事業抽出

### (4) 光市自殺対策計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）

計画立案過程における市民参画を進め、市民からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、広く計画（素案）を公表して意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

- ・募集期間：令和元年12月20日～令和2年1月20日
- ・公表場所：閲覧用資料の窓口15か所及び市ホームページ
- ・意見提出：提出件数 0件

## 2 光市自殺対策協議会

### (1) 光市自殺対策協議会設置要綱

(令和元年6月14日光市告示第15号)

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、関係機関等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、光市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (任務)

第2条 協議会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 光市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 光市自殺対策計画の推進に関すること。
- (3) 自殺対策のための研修及び啓発事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、福祉、教育、経済、労働関係者又は関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

#### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この告示は、令和元年8月8日から施行する。

#### (会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



## (2) 光市自殺対策協議会委員名簿

【令和元年10月1日現在】

	氏名	所属等
◎	廣田 修	光市医師会 副会長
	榎園 敦	山口県薬剤師会光支部 薬剤師
	武居 奈緒子	山口県公認心理師会 公認心理師・臨床心理士
	森本 美子	光市病院局 光市立光総合病院教育担当看護師長
	椎木 謙太	山口県弁護士会 弁護士
	山本 雅緒	周南人権擁護委員協議会 人権擁護委員
	紅谷 泰子	山口地方法務局周南支局 総務課長
○	伊藤 幸子	光市中学校校長会 会長
	藤井 正彦	学校法人櫛蔭学園聖光高等学校 主任
	河本 政之	光市教育委員会 学校教育課長
	三原 和光	下松公共職業安定所 所長
	米川 和則	光商工会議所 事務局次長
	小西 俊弘	光市社会福祉協議会 事務局長
	柳 通江	光市老人クラブ連合会 会長
	中原 健次	光市障害者福祉推進連絡協議会 (肢体不自由児(者)父母の会) 会長
	溝田 明弘	光警察署 生活安全課長
	赤星 公一	光地区消防組合消防本部 消防長
	横田 恵	山口県周南健康福祉センター 保健環境部主幹

注1 ◎：会長、○：副会長

注2 所属等は、任命時のもの

注3 委員の任期は、令和元年8月8日から令和3年3月31日まで

### 3 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

#### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対応していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らせることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公務団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を促進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に

及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 4 自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）

### <概要>

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

< 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント） >

## 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成</li> <li>・地域自殺対策推進センターへの支援</li> <li>・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施</li> <li>・<b>SOSの出し方に関する教育の推進</b></li> <li>・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及</li> <li>・うつ病等についての普及啓発の推進</li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用</li> <li>・<b>革新的自殺研究推進プログラム</b></li> <li>・<b>先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供</b></li> <li>・子ども・若者の自殺調査</li> <li>・<b>死因究明制度との連動</b></li> <li>・<b>オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</b></li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>・自殺対策の連携調整を担う人材の養成</li> <li>・かかりつけ医の資質向上</li> <li>・教職員に対する普及啓発</li> <li>・地域保健・産業保健スタッフの資質向上</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置</li> <li>・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策</li> </ul>
<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（インターネットやSNS等）の活用</li> <li>・ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実</li> <li>・妊産婦への支援の充実</li> <li>・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化</li> <li>・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知</li> <li>・自殺対策に資する居場所づくりの推進</li> </ul>	<p><b>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>・居場所づくりとの連動による支援</li> <li>・家族等の身近な支援者に対する支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遺された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>・遺児等への支援</li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>・地域における連携体制の確立</li> <li>・民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>・子どもへの支援の充実</li> <li>・若者への支援の充実</li> <li>・若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・知人等への支援</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>



## 5 相談窓口一覧 (平成31年4月1日現在)

### <健康>

相談機関	相談内容	電話番号
光市健康増進課	心と体の健康相談	0833-74-3007
山口県周南健康福祉センター	心の健康相談(精神科医師対応・要予約)	0834-33-6424
山口県福祉総合相談支援センター内設置	心の健康電話相談	083-901-1556
いのちの情報ダイヤル“絆”	生きていることがつらくなった時	083-902-2679
こころの救急電話相談(24時間対応)	精神科受診など早急な対応に関する相談	0836-58-4455
女性のなやみ相談室	女性の健康(思春期・性感染症・不妊・不 育・妊娠・更年期)に関する相談	0835-22-8803

### <医療機関>

#### 県東部の精神科病院

医療機関名	住所	電話番号
大田病院	光市島田五丁目3番1号	0833-77-0621
徳山静養院	周南市五月町13番1号	0834-31-1734
泉原病院	周南市泉原町10番1号	0834-21-4511
恵愛会 柳井病院	柳井市柳井1910番地1	0820-22-1002
日良居病院	周防大島町大字土居1426番1号	0820-73-0527
リフレまえた病院	岩国市玖珂町1887	0827-82-3521
千鳥ヶ丘病院	岩国市由宇町千鳥ヶ丘1丁目1番1号	0827-63-0231
いしい記念病院	岩国市多田三丁目102番1号	0827-41-0114

#### 県東部の精神科・心療内科クリニック

医療機関名	住所	電話番号
あきよし心療内科クリニック	光市虹ヶ浜三丁目16番30号	0833-74-1177
のぞみ医院	下松市望町一丁目9番10号	0833-45-0550
ふじもとメンタルクリニック	周南市有楽町23	0834-33-3111
岸本医院	周南市久米東神女3201番1号	0834-26-2191
原田医院	周南市古川町9番8号	0834-62-1500
増本クリニック	柳井市天神18番9号	0820-23-3121
森脇神経科内科医院	岩国市今津町一丁目11番23号	0827-21-1558
岩崎クリニック	岩国市錦見四丁目1番3号	0827-43-3699
青空診療所	岩国市平田六丁目24番5号	0827-35-2020

### 市内「かかりつけ医の睡眠相談」実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
たけなか医院	光市室積中央町5番5号	0833-78-0074
田村医院	光市室積大町22番20号	0833-79-1231
平岡医院	光市室積松原4番7号	0833-79-1500
市川医院	光市中央三丁目2番26号	0833-72-5700
広田医院	光市中央二丁目15番1号	0833-71-0225
いのうえ内科クリニック	光市島田六丁目13番26号	0833-74-2211
大田病院	光市島田五丁目3番1号	0833-77-0621
多田クリニック	光市島田一丁目1番21号	0833-74-2960
光中央病院	光市島田二丁目22番16号	0833-72-0676
吉村医院	光市島田二丁目4番33号	0833-71-0111
光武医院	光市島田六丁目13番26号	0833-77-3800
あきよし心療内科クリニック	光市虹ヶ浜三丁目16番30号	0833-74-1177
梅田病院	光市虹ヶ浜三丁目6番1号	0833-71-0084
兼清外科	光市浅江三丁目1番25号	0833-71-0800
河内山医院	光市大字浅江1340番地1	0833-71-1040
佃医院	光市虹ヶ丘一丁目13番10号	0833-71-0816
光内科消化器科	光市浅江二丁目12番3号	0833-72-0010
守友医院	光市浅江一丁目17番20号	0833-71-2010
やまて小児科・アレルギー科	光市浅江一丁目10番12号	0833-72-5041
光市立大和総合病院	光市大字岩田974番地	0820-48-2111

### <心身の障害>

相談機関	相談内容	電話番号
光市福祉総務課障害福祉係	障害者のサービスに関する相談	0833-74-3001
相談支援センター ひかり苑	障害特性に応じた生活支援に関する相談	0833-77-0077
総合相談支援センター ばれっと		0834-29-3294
相談支援センター しょうせい苑		0833-48-6022
地域生活支援センター ウイング		0834-21-4573
障がい者就業・生活支援センター ワークス周南		0834-33-8220

## <生活・福祉>

相談機関	相談内容	電話番号
光市生活自立相談支援センター (社会福祉協議会内)	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、ひきこもり等生活上の相談	0833-74-3025
社会福祉協議会:困りごと相談 (民生委員対応)	生活上の心配ごと	0833-74-3020
光市福祉総務課保護係	生活が困窮したとき	0833-74-3004
光市消費生活センター	消費生活相談	0833-72-5511
NPO法人キセキ みなくるはうす光	ひきこもり等社会とのつながりに関する悩み	0833-48-9390
NPO法人チャイルドハウスひなたぼっこ	障がい児(不登校児)とその家族の支援・サポート、居場所づくりの相談	0833-57-0083
女性の人権ホットライン (山口地方法務局)	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害等	0570-070-810

## <職場・仕事>

相談機関	相談内容	電話番号・連絡先
労働ほっとライン	賃金・雇用・残業等 各種労働問題の相談	083-933-3232
労働条件相談ほっとライン(平日 夜間・土日)		0120-811-610
しゅうなん若者サポートステーション	15～39歳の若者の職業的自立のための相談	0834-27-6270
下松地域産業保健センター	職場における心の健康相談	0833-41-5234
厚生労働省「こころの耳」	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	<a href="http://kokoro.mhlw.go.jp/">http://kokoro.mhlw.go.jp/</a>

## <ひきこもり>

相談機関	相談内容	電話番号
光市生活自立相談支援センター (社会福祉協議会内)	本人、家族からの相談	0833-74-3025
NPO法人キセキ みなくるはうす光	本人、家族からの相談	0833-48-9390
山口県周南健康福祉センター	本人、家族からの相談	0834-33-6424
山口県精神保健福祉センター こころの健康相談電話	本人、家族からの相談	0835-27-3388
しゅうなん若者サポートステーション	15～39歳で働くことに悩みを持つ本人、 家族の相談	0834-27-6270

## <法律相談・多重債務(借金)等>

相談機関	相談内容	電話番号
光市消費生活センター	消費生活相談	0833-72-5511
弁護士による法律相談	法律相談等	0570-064-490
司法書士による法律相談		083-924-5220
法テラス山口	多重債務、離婚、相続、その他生活全般	0570-078353

### <子ども・青少年>

相談機関	相談内容	電話番号
光市子ども相談センター きゅっと	子育て世代の何でも相談所	0833-74-5910
光市子育て支援センター チャイビステーション	育児・保育に関する相談	0833-74-3030
光市わかば児童館		0833-72-1433
周南児童相談所	育児・発育・発達・虐待や子どもの養育に関する相談	0834-21-0554
こども家庭支援センター 「ほけっと」		0834-25-0605
ふれあい総合テレホン	子育ての不安な時	083-987-1240
子どもの人権110番 (山口地方法務局)	子どもの人権に関すること (いじめ、体罰、悩みごと等)	0120-007-110
光市健康増進課	育児・発育・発達等子どもの健康に関する相談	0833-74-3007
ヤングテレホンひかり	子どもの教育や生活等に関する相談	0120-72-3749
青少年センター		携帯電話からは 0833-72-3749
		0833-72-2245

### <高齢者>

相談機関	相談内容	電話番号
光市地域包括支援センター	65歳以上の高齢者による総合相談窓口	0833-74-3002

### <大切な人を自死（自殺）で亡くされた方>

相談機関	相談内容	電話番号
山口県福祉総合相談支援センター (わかちあいの会)	山口自死遺族の集い	083-902-2672

### <配偶者からの暴力に関する困りごと>

相談機関	相談内容	電話番号
山口県男女共同参画相談センター	夫婦・家庭問題・DV等に関する相談	083-901-1122

## 6 用語解説

(50音順)

【あ行】	
うつ病	過度のストレスや疲労などが蓄積等により、「気分が落ち込み、何もする気が起きない」状態が長期間続き、睡眠障害や意欲の減退や判断力の低下といった症状が起こり、重症化すると自殺に至ることもある。
NPO法人 ライフリンク	特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクの略称。 2004年10月に設立した、生き心地の良い社会の実現を目指し、「つながり」をキーワードにした自殺対策、いのちの支援に取り組む団体。 10万人の署名を集め、2006年6月15日に自殺対策基本法が成立した。

【か行】	
グリーフケア	身近な人と死別して悲嘆に暮れる人が、その悲しみから立ち直れるようそばにいて相手に寄り添い支援すること。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人。
国勢調査	日本に居住する人及び世帯を対象とする国の重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに実施。
コミュニティスクール	学校運営協議会制度を導入した学校。

【さ行】	
産後うつスクリーニング	産後うつ病のリスク度の判定に役立つ EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用することにより、産後の母親に対して効果的な支援を行う方法のこと。
自殺企図(じさつきと)	自ら死にたいと願う「自殺念慮」が高じ、実際に自殺を企てること。自殺しようとする事。
自殺総合対策推進センター	自殺対策に関する情報収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関。自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供し、地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化するために設置した厚生労働省の組織(平成28年4月に自殺予防総合対策センターを改組)。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の大綱。
自殺対策基本法	自殺対策基本法(平成18年6月21日法律第85号)は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた状況に対処するため制定された法律。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正。
自殺実態白書	特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクにより、日本で初めて自殺の実態に関する報告書「自殺実態白書 2008」を発行。「自殺実態 1000人調査」の結果を解析した自殺の危機経路と、警察署単位での自殺データを集計して市町村別の自殺の地域特性を明らかにしたもの。
自死遺族	家族や親族を自殺により亡くした人。

ショートステイ	児童や障害児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。
スクールカウンセラー(S C)	主に、教育現場において、児童生徒に対する心理治療的対処として、専門的知識を有して心理相談業務に従事する臨床心理士等の資格を有する専門職。
スクールソーシャルワ ーカー(SSW)	学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する高度な専門的知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益がえられるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う専門職。
スクールライフ支援員	学校や保護者の要望に応じて派遣し、学校復帰にむけて、不登校や集団不適応にある児童生徒への相談活動や適応指導、学習指導を実施する人のこと。
生活困窮者自立支援制 度	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括な支援を行う制度。
ソーシャル・キャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。

<b>【た行】</b>	
地域自殺実態プロファイ ル	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。国が自殺総合対策推進センターにおいて作成。全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、チームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とした施設。
トワイライトステイ	国の「子育て短期支援事業」の一環で行われているサービスで、夜間養護等事業とも呼ばれる。保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難となった場合や、その他緊急の場合、その児童を保育園や児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う。自治体や自治体から要請を受け委託された民間非営利団体(NPO)などが運営を行っている。

<b>【な行】</b>	
認知症サポーター	認知症の方や家族が地域で安心して暮らせるよう正しい知識を持ち、見守ることができる人のこと。

<b>【は行】</b>	
パブリックコメント	行政などが、政策立案にあたり、広く市民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
光っ子コーディネーター	市内の特別支援教育体制の充実を図るため、障害のある子どもの早期発見・早期支援、保護者や幼稚園・保育所への支援、教員等へ助言等を行う専門的な資質を有する職員。
光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。